

# 衛生害虫駆除業務委託仕様書

## 1 毎月点検

### (1) 場所

- 1 F リネン室, 自動販売機コーナー, 売店, 厨房, 外来トイレ, 経営課, 薬剤室
- 2 F 医局室, 検体検査室, トイレ, 中材休憩室
- 3 F 東・西各病棟のトイレ, 浴室, 病室, 洗面所, ナースステーション, 休憩室, デイルーム
- 4 F 東側・西側病棟のトイレ, 浴室, 病室, 洗面所, ナースステーション, 休憩室, デイルーム
- 5 F 自動販売機コーナー

### (2) 点検回数

毎月1回(トラップの交換, チェック)とし, 害虫発生の場合はその都度とする。

## 2 統一定期駆除

年2回薬剤による病院内全域の病害虫の駆除を行う。 【施行月 4月～10月】

ただし, 厨房については, 年4回の実施とする。 【施行月 4月, 7月, 10月, 1月】

### (1) 使用薬剤安全基準

一般に殺虫作用は, 特異的で速効性にすぐれ, 人畜に対する毒性の低い安全な薬剤を使用する。

### (2) 使用薬剤

- ① フェノトリン炭酸ガス製剤
- ② フェノトリン・イミプロトリン混合エアゾール剤
- ③ プロピタンホスマイクロカプセル剤
- ④ ヒドラメチルノン食毒剤
- ⑤  $\beta$ -シフルトリンフロアブル剤

### (3) 施行方法

#### ア 病室

③剤による洗面台等の排水設備周辺への残留噴霧

④剤の配置

#### イ 厨房

②剤による隙間処理, ③剤の残留噴霧, ④剤の配置

#### ウ 電気室

①剤の空間噴霧

#### エ その他

②・③剤による隙間処理, 残留噴霧, ⑤剤による出入口や隙間への残留噴霧

## 3 点検管理

- (1) 発生源, 生息場所に対する薬剤の残留処理。
- (2) 生息が無視できる状態に維持する。
- (3) 高温多湿の場所, 暗所などに成虫を見かけないようにする。

## 4 その他

その他の詳細については, 栄養管理室長の指示に従うものとする。